

国民健康保険に加入の方に対して特定健康診査・特定保健指導を効率的に実施するための

これが七尾の

その一部を紹介します

「国民健康保険特定健康診査等実施計画書」です

「特定健康診査等実施計画書」とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき作成したもので、第一期計画を平成20年～24年度の5年間とします（ただし、必要に応じて期間の途中で見直しを行います）。

1. 生活習慣病予防対策の目標

①高額な医療費につながる虚血性心疾患や長期入院、介護保険給付につながる脳血管疾患等の予防とし、メタボリックシンドロームの該当者、およびその予備群を減少させます。

②本人の負担はもちろんのこと、国民健康保険にとっても一生涯の給付が必要になる人工透析がここ数年急増しています。腎不全を予防し1年でも人工透析の導入を遅らせます。

③虚血性心疾患や脳血管疾患、腎不全の要因となる糖尿病や高血圧、高脂血症、高尿酸血症等の生活習慣病およびその予備群に対し、早期に介入し生活習慣の改善に向けた支援による重症化予防を行います。

④男性のメタボリックシンドローム該当者・予備群が多いことから、より積極的に働きかけていきます。

⑤肥満者以外で、検査等で正常でないと判断された項目が多く重なっている生活習慣病該当者及び予備群に対し、早期に介入し重症化予防を行います。



男性の受診をお待ちしております。

平成19年度健康診査の受診率(40～74歳)

28%

40歳代 男性**13%** 女性18%
50歳代 男性**14%** 女性24%

①～⑤の目標達成に向けて各年度の目標値を設定しました。

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
特定健康診査(※1)の受診率 (又は結果把握率)	30%	35%	45%	55%	65%
特定保健指導(※2)の実施率 (又は結果把握率)	33%	36%	39%	42%	45%
内臓脂肪症候群の該当者・ 予備群の減少率 (H20年度比)	1.00 (基準)	0.96 (4%減少)	0.94 (6%減少)	0.92 (8%減少)	0.90 (10%減少)

※1 特定健康診査

心臓病や脳卒中等を予防するために、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群を見つける健診

※2 特定保健指導

特定健診の結果をもとに、保健師や管理栄養士などの専門職が生活習慣の改善のための支援やアドバイスを行うもの

2. 特定保健指導の実施

※対象者の選定方法については、広報ななお平成20年2月号をご覧ください。

全員に情報提供

パンフレット等にて生活習慣病の特性や生活習慣の改善に関する基本的な情報を提供します。（健診結果通知に同封）

動機づけ支援

（危険が出現し始めた段階の方）

個別の目標を設定し、生活習慣の改善に向けて支援します。

※原則1回の支援（個別またはグループ）

積極的支援

（危険が重なり始めた段階の方）

個別の目標を設定し、生活習慣の改善に向けて継続した支援をします。

※3ヶ月以上の継続的支援

（個別、グループ、電話のいずれか）

6ヵ月後に評価

知っとく情報!

50～60歳代で発症することが多い脳血管疾患や心筋梗塞などの主な原因となる内臓脂肪の増加や高血圧・高血糖などの症状は、「20～40歳代から始まる」といわれます。しかし、これらの状態は痛いとか辛いといった自覚症状はほとんどないため、体に異変を感じたときには、すでに重症化している場合があります。早い段階で予防できれば、重症化を防ぐことができます。今後は早い段階での保健指導を行っていきます。

「特定健康診査実施計画書」は、七尾市ホームページ<http://www.city.nanao.lg.jp/>（各課からのお知らせ→保険課国保保健対策室）または、保険課 国保保健対策室（ミナ・クル2階）でご覧いただけます。

※お問い合わせは 保険課 国保保健対策室 ☎53-8420

～長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料率改定～

3月27日に開催された広域連合議会で、石川県の後期高齢者医療保険料率が下記のとおり改定されました。

改定前	
均等割	年額45,480円
所得割率	8.33%



改定後		
均等割	年額 45,240円	▲ 240円
所得割率	8.26%	▲ 0.07%

7月に、19年中の所得をもとに再計算（本算定）され、改定後の保険料率が適用されます。

【保険料の納め方】

- (1) 4月から年金天引きが始まっている方
10月からの年金天引き額を変更
- (2) 国民健康保険以外の保険の扶養であった方
10月から年金天引き、または納付書等で納付
※9月までは保険料が無料

- (3) (1) 及び (2) 以外の方
7月から納付書等で納付

※年金天引きが可能となる方は、10月から年金天引きに切り替わります。

【年金天引きの対象者】

介護保険料が年金から天引きされている方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合計した額がその年金の1回分の半分を超えない方。

※お問い合わせは 保険課（ミナ・クル2階） ☎53-8420